

政令第 号

建築士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第三十三条の規定に基づき、この政令を制定する。
建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「十五人以内」を削る。

附 則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

理由

都道府県建築士審査会の試験委員の定数についての上限を廃止する必要があるからである。